

**国分寺市健康ポイントアプリ導入及び
運用業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 6 月 27 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 健康部 健康推進課 健康推進係

担当：芦田、柴田、小池

住所：〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号

電話：042-312-8626

E-mail：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託

(2) 事業目的

国分寺市（以下「市」という。）では、「国分寺市行政デジタル化推進計画」を策定し、デジタル技術の進展や社会環境の変化に柔軟に対応しながらデジタル化を推進することとしている。このような流れを踏まえ、令和6年度から計画期間がはじまった「第2次国分寺市健康増進計画」の「特定施策」（社会環境等を踏まえ、計画期間において重点的に取り組む施策）にも「デジタル技術の活用」を位置づけている。

これらのことより、「国分寺市健康ポイントアプリ（以下「アプリ」という。）」を導入することで市民の健康に対する意識を高め、市民が健康に結びつく行動を主体的に起こし、健康増進の効果的な実践につながる支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市役所（国分寺市泉町二丁目2番18号）

(6) 現状の課題

日常生活から個人が自身の健康に関心をもち、実践可能なことから意識的に運動することが理想的だが、日頃から意識的に身体を動かしている人は約半数程度となっており、年代別にみると、若年層ほど割合が低くなっている。このような現状を踏まえ、健康行動の実践を支援する必要がある。

（※参考：第2次国分寺市健康増進計画）

(7) 委託料上限額

18,711千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】 令和7年度 4,543千円（※1,350千円）

令和8年度 6,193千円（※2,700千円）（債務負担行為の設定）

令和9年度 7,975千円（※4,050千円）（債務負担行為の設定）

予算合計額 18,711千円（※8,100千円）

※予算金額のうちポイント原資にあたる市の想定金額。ポイントの管理費等は含まない。委託料の範囲内であれば、ポイント原資については上記想定金額に限定するものではない。ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案の委託料については、3年間の総額および年度毎の内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) スケジュール

- ・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布	令和7年6月27日（金）から 令和7年7月24日（木）午後5時まで
2	質疑受付	令和7年6月27日（金）から 令和7年7月14日（月）午後5時まで
3	質疑回答	令和7年7月22日（火）
4	企画提案参加申込書・企画提案書等 受付	令和7年7月25日（金）から 令和7年8月4日（月）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和7年8月12日（火）
6	第一次審査結果通知	令和7年8月14日（木）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年8月21日（木）
8	第二次審査結果通知	令和7年8月28日（木）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく 仕様書最終調整）	令和7年9月5日（金）まで
10	契約締結	令和7年9月30日（火）

事業スケジュール（予定。詳細は受託者と協議し決定）

	項目	期間等
1	アプリの開発・導入	令和7年10月から12月
2	アプリ運用開始	令和8年1月から
3	本業務期間中の運用・保守管理	本契約期間中

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間（実施要領等配布期間）

令和7年6月27日（金）から令和7年7月24日（木）午後5時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項各号のいずれにも該当しないこと。

② 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第7号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。

③ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥ 今回と同種の業務（健康増進のためのアプリ導入にあたり、アプリの企画・開発から導入、導入後の保守・管理、効果測定などまでを行う業務をいう。業務の全体的な流れを通して携わった案件を対象とし、導入後の保守・管理やアンケート調査等による効果測定など、アプリの導入・運用の本体業務に該当しない一部の工程だけを担当した案件は除く。以下「同種業務」という。）について、契約締結時点で人口 10 万人以上の地方公共団体において、過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度まで）に業務を開始した案件を 6 件以上有すること。

⑦ 業務実施体制として、以下の要件を満たすこと。

ア 業務全般を統括し、かつ最終的な責任者として機能する「管理責任者」を 1 名配置すること。

イ 管理責任者の指示のもと、日常的な業務を円滑に実施し、市との連絡調整を行う「業務担当者」を 1 名以上配置すること。

ウ 「管理責任者」及び「業務担当者」の職種（技術職・事務職・営業職等）は問わない。

(2) 制限事項

提案者 1 者につき複数の提案は認めない。

5 企画提案参加申込書等の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をしたうえで以下のとおり企画提案参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。

また、完備されていない書類は一切受理しないので留意すること。

書類名称	様式	紙媒体
企画提案参加申込書	様式第 1 号	1 部
企画提案書 (表紙に様式第 2 号を用いること)	様式第 2 号※ 1	正本 1 部 副本 10 部
事業者概要	様式第 3 号	1 部
契約実績届出書	様式第 4 号※ 2	1 部
見積書	様式第 5 号※ 3	1 部
管理責任者等の実績等	様式第 6-1 号 様式第 6-2 号※ 4	各 1 部

直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）	※5	各1部
ストア内アプリ評価報告書	様式第11号※6	1部

※1 正本には事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で事業者（提案者）を推測できるような記載は避けること。

※2 令和2年度から令和6年度に地方公共団体から委託された、同種業務を最大10件、契約日の新しい順に記載すること。（履行中の契約も含む。）また、記載した契約内容について、契約書の写しを提出すること。

※3 見積書は、仕様書等及び本実施要領「5(3) 見積書の作成方法」をもとに積算し記載すること。ただし、提案の委託料については、3年間の総額および年度毎の内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

※4 配置する業務担当者が複数名いる場合には、全員分を提出すること。

※5 様式のサイズは全てA4とすること。

※6 ストア内アプリ評価報告書は参加申し込み受付期間中（令和7年7月25日（金）から令和7年8月4日（月）午後5時まで）であれば何日時点のものでも構わないが、提出の際は何日時点のものであるかを明記すること。また、評価については小数第1位まで確認できるものを提出すること。

(2) 提出書類等の作成に関する留意事項

- ① A4判両面印刷、横書き、用紙方向は縦使い、左綴じで製本し、表紙を除き10枚（20頁）以内とし、通しのページ番号を付すこと。
- ② 企画提案書は、第二次審査で使用する。カラー印刷は可とするが、白黒コピーでも内容が理解できるよう留意すること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。
- ③ 企画提案書は第二次審査の評価項目順に記載すること。詳細は「8 審査項目（評価基準）②第二次審査」を参照。
- ④ 参加者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

(3) 見積書の作成方法

- ① 見積書は、仕様書等（市ホームページに掲載の国分寺市契約約款を含む）を基に積算し記載すること。
- ② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額（消費税及び地方消費税の合計税率は10%とする）とし、「1(7) 委託料上限額」に記載した3年間の総額と各年度の内訳を超えないこと。見積書の金額が委託料上限

額を超過した場合は失格とする。

- ③ 見積書には内訳として、各年度の「国分寺市健康ポイントアプリ導入及び管理・運営にかかる費用(ポイント原資を含む)」と「想定されるポイント原資(インセンティブ)」に係る見積金額を記載すること。
- ④ 契約締結前の協議に係る費用は「9 (1) 契約方法⑤費用の負担」に示す通りとする。
- ⑤ 参加者の責務によらない社会経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めないこと。
- ⑥ 追加提案に関する費用が発生する場合、それも含めて見積書の総額が委託料上限額を超えないこと。また、提案内容については、優先交渉権者としての市との協議により内容を決定することとし、不可抗力による事情がない限り必ず履行するものとする。

(4) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領の定めによることとし、合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書等の返却は、データを含めて行わない。

(5) 提出場所（事務局）

国分寺市 健康部 健康推進課

住所：国分寺市泉町二丁目2番18号（市庁舎2階）

TEL：042-312-8626

E-mail：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

(6) 提出期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月4日（月）午後5時まで

受付時間：閉庁日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時

(7) 提出方法

提出場所に持参すること。なお、必ず事前に電話すること。

6 質疑・回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質疑

書」(様式第7号)を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けないので注意すること。

- ・電話等口頭での質疑
- ・質疑書提出期間外の質疑
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質疑は、事務局までE-mailにより行うものとする。

E-mail送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

事務局アドレス：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

TEL：042-312-8626

(3) 提出期間

令和7年6月27日(金)から令和7年7月14日(月)午後5時まで(必着)

※メールの到達時間については、市に届いたメールの到達時間で判断するため、余裕をもって提出すること。

(4) 回答方法

令和7年7月22日(火)に、市ホームページに掲載する(回答には事業者名を表示しないものとする。)

7 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

選定にかかる審査(第一次審査及び第二次審査)は、「国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託事業者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。なお、提案者が1者のみの場合でも審査を行うものとする。

(2) 審査方法

本プロポーザルにおける審査方法は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、所定の要件を満たす上位3者以内を第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定することとする。

① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者から、審査委員会が行う書類審査により第二次審査対象となる者を選定する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。

選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である事業者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。

審査は、非公開とする。

第一次審査終了後、その結果を参加者全てに対して事務局から令和7年8月14日（木）（予定）に様式第8号で通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話または電子メールで通知する。

② 第二次審査

第二次審査は、審査基準に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査委員会が審査する。各事業者15分の説明時間、5分のデモンストレーション時間と10分程度の質疑応答時間を設ける。プレゼンテーション用として大型モニターとモニター接続用のHDMIケーブルは会場に用意するが、パソコン等のHDMI端子接続可の機器及びデモンストレーションの際に必要な機材は参加者各自で用意するものとする。プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を用いて行うものとする。プレゼンテーションを行うにあたり、企画提案書の内容を電子媒体に合わせるための形式的変更は認めるが、新規の内容を追加することは認めない。

実施日は令和7年8月21日（木）（予定）とする。場所や時間については第一次審査通過者に対し別途通知する。

審査は、非公開とする。

公平性の確保のため、第二次審査は提案書に提出提案者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

その他留意事項は以下のとおり

- A) 説明者は本業務を担当する管理責任者を含めて3人以内（機器の準備及び操作をする者も含める。）とする。なお、3人以内であれば外部協力者の出席も可とする。主たる内容は、管理責任者より説明することとする。
- B) 参加者は、審査時の説明・デモンストレーションに際して、事業者名に加えてアプリ名等を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名やアプリ名等が記載された資料の使用や、それらが表示されたスマートフォン画面の投影は不可とし、事業者名やアプリ名が特定できる衣類やバッジ等も着用しないものとする。
- C) プレゼンテーションの順番は、提案書の到着順とする。なお、到着が同日同時刻になるなど、判断しがたい場合には提案者の五十音順とする。
- D) デモンストレーションを行う際のアプリの操作は説明者自身が行うこととする。

③ 優先交渉権者1者選定方法

第一次審査と第二次審査の得点がそれぞれの審査において6割以上を得てい

ることを必要要件としたうえで、最高得点者を優先交渉権者、2 番目の高得点者を次席者として選定する。

④ 審査結果の通知・公表

審査委員会終了後、結果を令和 7 年 8 月 28 日（木）（予定）に様式第 9 号で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託仕様書
- ・契約締結事業者の企画提案書
- ・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成 11 年条例第 33 号）第 9 条各号に該当する恐れのある資料については、公表しない。ただし、同条第 2 号又は第 3 号に該当する情報については、契約締結事業者の了承を得た場合のみ公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により通知する。

- ・提出期間は、10 月 1 日（水）から 10 月 14 日（金）までとする。
- ・受付時間は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。
- ・提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査委員会委員または事務局関係者に対し本業務に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他、審査委員会が不適格と認めた者

8 審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

評価項目		配点	評価内容
業務評価	(1) 同種業務の受託実績 (様式第4号)	10	令和2年度から令和6年度までにおける人口10万人以上の地方公共団体から委託された同種業務の受託実績数が十分であるか。
	(2) 管理責任者・業務担当者の経験年数、業務実績 ※業務担当者においては、提案者が指定した1名を審査の対象とする。 (様式第6-1号、6-2号)	10	①管理責任者について ・令和2年度から令和6年度までにおける管理責任者として人口10万人以上の地方公共団体から委託された同種業務の業務実績が十分であるか。 ②業務担当者について ・令和2年度から令和6年度までにおける業務担当者として人口10万人以上の地方公共団体から委託された同種業務の業務実績が十分であるか。
	(3) 業務実施体制 (様式第3号)	10	・業務実施体制については、業務実施体制の要件を満たしたうえで、充実した内容となっているか。
	(4) ストア内アプリ評価 (様式第11号)	10	・App Store と Google Play のそれぞれのストア内アプリ評価
評価格	(5) 見積価格 (様式第5号)	10	提案見積価格

② 第二次審査

評価項目		配点	評価内容
内容評価 (企画書・プレゼンテーション)	(1) 業務管理	10	適切な作業体制が確保できているか。 適切な作業工程が提示されているか。
	(2) アプリの構成・デザイン	20	管理者及び年配者やスマートフォン初心者の利用者が直感的に操作でき、快適に利用できるよう操作性の高い画面設計がされている。

ヒ ア リ ン グ			利用者及び管理者がアプリ機能を利用しやすいように操作性に工夫がされているか。
	(3) セキュリティと障害対応	20	システムのセキュリティ対策は万全であるか。 インシデントが発生した場合の対応は適切であるか。
	(4) 情報入力機能とそれら情報の管理・活用機能	15	利用者のヘルスデータに加え、運動に関する情報はどこまでアプリ内で入力管理を行うことができるか。また、利用者はそれらの入力をどのように行うか。
			記録された利用者情報をどのように活用する仕組みになっているか。
			利用者の健康増進を促す仕掛けや仕組みはあるか。
	(5) 効果的なポイント運用	20	ポイント分配・活用方法は利用者目線で考えられているか。利用者のモチベーション向上につながるか。
			ポイント運用方法について、限られたポイント原資を公平に配分できるような仕組みがあり、継続性は担保されているか。
	(6) サポート体制	30	利用者からの問い合わせに対する体制は整っているか。
			新規利用者獲得に向けた継続的な計画・工夫がされているか。
			登録した利用者に向けた継続的な計画・工夫がされているか。
	(7) 追加提案	10	当該業務の実施に際して新たな提案があり、また現実性の観点からもその内容が適切であるか。
	(8) 業務理解度	15	市の現状の課題や今後の展開を理解し、的確に質疑に回答しているか。

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4第1項の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1者以上をもって成立とする。

③ 市は、企画提案書について本プロポーザルに参加した事業者等から国分寺市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき公開・非公開の判断を行う。

④ 提出された書類は、選定作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑥ 提出書類に記載された管理責任者、業務担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、原則として事前に市の承諾を得ること。

⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。

⑨ 本プロポーザルの作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第 10 号）により辞退の申し出を行うこと。